

## 13 面会

逮捕・勾留されている人には、面会できるのでしょうか。

1 逮捕中は弁護士しか面会（接見）できません。

2 勾留中は、誰でも接見できるようになります。

(イ) しかし、検事は応々にして接見を妨害してきます。接見の権利と妨害の不当性を訴え、場合によっては弁護士への応援を求めるなど、警察官や検事と粘り強く交渉することです。

(ロ) なお、裁判官が接見禁止の決定をすると、弁護士以外の者は接見できません。この場合、ただちに「準抗告」をします。

注 差入については、36頁（18救援—3）参照。

## 14 代用監獄

勾留決定後、警察署の留置場に収容されたままです。どうしたらいいでしょうか。

勾留場所は原則として拘置所でなければなりません。これに代用して警察の留置場が代用されることがあります。これを

代用監獄といえます。

代用監獄は、勾留された人を一日中警察の管理下におき、警察が好きなように取調べて自白を取ることができるので、えん罪の温床になっています。

1 代用監獄収容に対しては、拘置所に移すよう準抗告で争えます。被疑者が病気やケガをしていること、違法な取調や接見妨害が予想されることなど、具体的な事情をあげて闘うことが有効です。

注 代用監獄の環境は、拘置所と比べて一段とわるく、たとえば運動場がないため、運動や日光浴をさせない、などの差別処遇がしばしば行われています。それらに対しては抗議し、もし要求が認められないときは、訴訟のために、何らかの証拠をつくっておくことです。

## 15 取調

取調で、警察官や検事のつかう手口は……

1 取調の目的は、一にも二にも「自白」させることです。

それには黙秘が一番楽で、有効な対策だということを、しっかり覚えておいて下さい。

2 もっとも、刑事や検事は取調のプロですから、あの手この手でたくみに何かをしゃべらせようとしています。しかし、少しもおそれることはありません。その手口はだいたい同じようなパターンです。

3 典型的な言いまわしをあげると、

- (イ) 「しゃべったら起訴しない。罪もずっと軽くなる」  
(ロ) 「しゃべらないと、おまえが主犯になるぞ」  
(ハ) 「他の者は、おまえが主犯だといっている」  
(ニ) 「あいつはもうしゃべった。おまえがかくしてもムダだ」  
(ホ) 「やっていないなら、本当のことをしゃべったらどうか」  
(ヘ) 「もうわかっていることだから、あっさり話して早くすまそう」  
(ト) 「おまえが強情はっていると聞いて、お母さんが毎日泣いてるぞ」  
(チ) 「こんな弁護士にたのむと、どれだけ高くつくか判らんぞ」  
(リ) 「救援のやつらは、おまえを利用するだけだ。役にたかないと判れば相手にしない」  
などです。

4 家族を使うなど弱味につけこんでのおどし。かくしていた性関係などの暴露と誹謗。まことしやかなデマで仲間への不信醸成。利益供与と不利益取扱。さりげない世間話や雑談から、泣きおとし、挑発、論争などに引込んでしゃべらせるきっかけを作ろうとする等々、卑屈でとてもガマン出来ない手口を使ってきます。

しかし、どんなやり方をするにしろ、捜査の目的はあなたを罪におとし入れる証拠づくり以外のものではありません。そのことを肝に命じて、相手にならぬようにしましう。

# 16 黙秘

取調には、どのように対抗したらいいでしょうか。

1 唯一「黙秘」があるのみ。これは、今までの苦い多くの経験から築きあげられた黄金律です。「黙秘を貫けるかどうか」が取調との闘いのすべてです。

2 警察官や検事がやってきた手口を知り、その作戦を見破ると黙秘は楽になります。例えば、「15取調」の手口(イ) (リ)に則していうと、

(イ) 不起訴とか罪を軽くするという約束は、絶対に守られ  
たためしはない。

(ロ) しゃべったら最後、いよいよ主犯にデッチあげられる  
のが、警察のこわいところ。

(ハ) (ニ) ウソの調書をチラリとみせたりするから注意。つ  
まり、仲間のあいだに不信をつくり出し、孤立させよう  
とする。

(ホ) 本当のことを言っても、決して信用しない。取調べ官  
の思うように言わねば、本当のことにならない。

(ヘ) 警察は知っているふりをする。が、何も知っていない。  
だから、取調を早くすませるところか、次から次へ質問が  
出てきて、いよいよきびしくなる。

(ト) まっ赤なウソ。お母さんには、仲間がなぐさめとはげ  
ましを続けている。

(チ) (リ) 接見を妨害しておいての常とう句。

どう喝や挑発に屈せず、甘言に乗せられることなく、気張らず油断せず、堂々と黙秘を続けましょう。

3 万一、ふっと刑事の誘導にひっかかってしゃべってしまいい調書をとられた時も、必ず調書の署名指印だけは拒否しましょう。そうすれば、その調書は証拠にはなりません。あきらめてはダメです。

## 17 裁判

裁判をどう闘うのですか。

起訴されたら、やがて裁判です。今日、裁判所は反動化しており、決して公正さを期待できる場ではありません。だが、裁判をあきらめたり、いかげんにすることは、いよいよ立場を悪くします。それこそ、でたらめな判決や重刑が下され、一層弾圧が強められます。

裁判は、法廷という公開の場で、被告人・弁護人と、検察官との対決という形をとります。そういった形をとりながら背後には、民衆の運動と権力とが火花を散らしてせめぎあっているのです。裁判も闘いの一つです。裁判官は公正であるべきですが、たいていは、検察官側に近い姿勢でいます。

裁判對抗法としては、

1 裁判官に自分の意見を理解させこちら側に引き寄せるため、弁護士に協力し、資料・証人を集めるなど、知恵を出し合う。

2 裁判ニュースなどを発行して、多くの人々に現状を知っ

てもらおう。

3 公判の傍聴に多数で出かけていく。

4 形式的な儀式になりやすい裁判を、少しでも自分達のペースで進められるよう工夫する。

5 裁判費用（保釈金も含めて）づくりのためのカンパ体制を確立する。

こうした活動を続けて、運動の正当性を明らかにし、でっちあげや弾圧の不当性を法廷の内外で暴き出します。また、法廷での論争を利用して、運動の情宣活動に役立て、運動を発展させるバネにします。ぜひ、こういったスタイルを確立しましょう。

こうして、力関係を逆転させ、無罪や有利な判決をかちとれる展望をつくりだしましょう。



# 18 救援

友人A君が逮捕されました。どうしたらいいでしょう。

1 すぐに、次の2つのことをして下さい。

(イ) A君と接見してもらうために、弁護士を依頼します。  
(A君が弁護士選任をしていたら、その弁護士と打合せします。)

(ロ) 警察はすぐにもA君宅、及びその運動関係者の自宅、事務所等にガサ入れをしてくるでしょう。先手をうつ手配が必要です。(特に独身の場合、立会人不在同様にるので、注意)

2 同時に、できるだけたくさんの人に声をかけて、救援の相談会をもって下さい。このときに、各人の役割や連絡係などをきっちり決めます。カンパの呼びかけも忘れないように。

3 警察署に向き、差入をします。



注1 タオル・石けん・チリ紙・歯みがき・歯ぶらし・下着・くつ下・上着・現金・生理用品など(固いチューブ入の歯みがきやくるぶし以上の長いくつ下は拒否される。)をガサ対策も含め、すぐA君宅へ行き、それらを調達します。

注2 上着にネームがついていないか、ポケットにメモ書きなどが入っていないかななどにも注意して下さい。

注3 食料品は、業者を通じて差入ができません。

注4 本人が氏名を黙秘しているかもしれないので、原則として、氏名を告げず、留置番号で差入をします。留置番号は、逮捕時の状況などを伝えて警察で聞けばわかります。

注5 差入の時には、あなたの氏名・住所・続柄を書かされます。続柄・住所は「救援会」でいいですし、本名を名のる必要もないのですが、印鑑は必要です。

注6 差入は、最初の十日間ぐらいは特にマメに行なって下さい。下着・本などは継続的に差入が必要です。接見禁止中はとくに、差入が大きな力づけの方法です。

4 勾留理由開示公判がひらかれるとき（とくに、接見禁止の場合）、A君を励ますため、みんなで傍聴に行きます。（12勾留27～29頁参照）

A君の家族との関係をどうすればいいでしょうか。

1 ガサ対策（ガサが行なわれたあとは、その押収品目録をみるため）にA君宅を訪ねます。A君が家族と同居の場合には当然、話合うことになるでしょう。また、別居の時の、家族との連絡は、弁護士とも相談して、本人の意向も考慮の上、速やかに決定します。

警察が家族へ連絡して、自白工作や本人の犯罪立証固めのために家族の陳述を利用する場合がありますので、このようなときには、必ず救援会からも連絡をとり、家族との信頼

- 1 関係をつくることに最善の努力をすることが必要です。
- 2 家族の人にも救援会に参加してもらいましょう。
- 3 家族の方で、別の弁護士を選任する意向がある場合は、話し合って調整します。
- 4 面会の回数・人数が制限されているので、面会しようとするときは、他の面会希望者や家族との調整が必要です。

A君が勤務先から解雇されるおそれがあります。その対策は……………

- 1 まず、本人の名前で、休暇届（年休届）を書面でだしておきます。
- 2 A君と親しい勤務先の人を訪ね、事情を話し、協力を訴えます。
- 3 組合を通じて会社に働きかけると、有効な場合もあります。



A君が、逮捕された時（または取調べ中）に、警察官から暴行をうけました。どのような反撃の手段がありますか。

- 1 デモ中の暴行と同じく、逮捕時の暴行もすぐ、目撃者による報告書づくり、現場写真の収集などで証拠を固めます。負傷している場合には、診断書をとる必要があります。
- 2 その上で、警察への抗議行動やマスコミへの訴え、さら

に告訴・告発・国家賠償請求訴訟などの手段をとります。

マスコミ対策が重要だといわれますが……

警察が運動を弾圧する目的は、運動におどしをかけ、活動を萎縮させることにあります。一方、警察が一番おそれるのは、世論であり、それをつくり拡げるマスコミの報道です。

だから、不当逮捕や違法取調べ、暴行傷害などに対して、準抗告をし、警察へ抗議行動をハデに行うなどでニュースをつくり、さらには記者会見をやるなど、あらゆる手段で積極的にマスコミに働きかけることです。

それはまた、さらに運動の存在を広く一般市民に知らせることとなります。このチャンスのがす手はありません。

ふだんから救援体制が必要だといわれますが

……

1 ビラハリ・ステハリ・集会・デモなどを行う際には、予め救援体制をつくって下さい。具体的には、

- (イ) 活動現場に救援係、後方に救援責任者をおきます。
- (ロ) 救援責任者は、事前に弁護士に行動内容を連絡する一方、メンバー全員に弁護士の氏名・電話番号を知らせておくと共に、諸注意を伝えます。

(ハ) 行動終了後は、救援係が、一ヶ所に集結した全員の安否を確認し、救援責任者に電話で連絡をとった後で解散

します。

(二) 事故が発生したときには、救援責任者と連絡をとって、相談のうえで行動に移ります。

2 ふだんから、グループ内に救援係をおき、救援と反彈圧の講座・学習会を開くなど、態勢をつくりましょう。

3 これからの運動体は、自分のところだけでなく、他のグループとも連携した救援体制をつくっておくことが必要です。まず、自分たちのグループだけでも、他のグループへの弾圧を自分たちへの弾圧と受けとめ、その支援にとりくめるように、みんなと話し合っておくことが、第一歩です。



## 連絡先

◎ 市民・住民運動救援対策会

連絡先住所は左記中北法律事務所内

・中北龍太郎法律事務所

大阪市北区西天満4の7の1 北ビル一号館

TEL 06(364) 0123

・加島宏法律事務所

大阪市北区中崎西1の1の4 中島ビル内

TEL 06(372) 1150

◎ 救援連絡センター

東京都港区新橋2の1の16 新橋石田ビル

TEL 03(591) 1301

# パンフ

このパンフで一番苦勞した点は、具体的な場面に具体的に  
対応出来るもの”を作ろうとした事である。それぞれの体験  
を話したり、それを基に想像力を働かせたりしたが、考える  
までもなく、”具体的”なものは無数に存在し、しかも実に”  
個別的”である。例えばデモ一つを取っても「密集した隊列  
をいかにして作るか」の立場と「いかにして目立つか」の立  
場があったりする。この二つを、あえて”デモ”として一つ  
にくくった所に苦樂があった。一つの言葉（ある一つのもの  
）で全体を現わそうとして口角泡を飛ばし合った。このパン  
フのある節がやや具体的であったり、やや”心構え的”であ  
ったりするのはその辺の反映である。

そもそもの発端は、81年の国際反戦デーで逮捕者が出、一  
緒に集会・デモをした仲間がそのことにあわててしまったこ  
と、への反省であった。そのことから”救済”の学習会を何  
度か行い、このパンフはそのまとめである。

この弾圧とそれへの反省を契機にし  
て生まれた「市住対」は、その当初か  
ら、学習会そしてこのパンフの作成に  
ついて、実に多くの団体、個人、加島  
・中北両弁護士の協力のおかげで運営  
してこれた。

私達のささやかな共有財産を是非  
御活用下さい。





---

---

あわてないで！

反弾圧座右之書

1983年3月1日発行

発行 市民住民運動救援対策会  
大阪市北区西天満4丁目7番1号  
北ビル1号館 中北法律事務所内

頒 価 1 5 0 円

---

---